

令和4年度 世界農業遺産「清流長良川の鮎」 推進協議会事業補助金 実施の手引き

<募集期間>

令和4年6月24日（金）～令和4年11月25日（金）

※書類はメールまたは郵送により提出してください。

<問い合わせ先>

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局
（岐阜県農政部里川振興課内）

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁8階
TEL:058-272-8455 E-mail:c11428@pref.gifu.lg.jp

1 補助金の目的

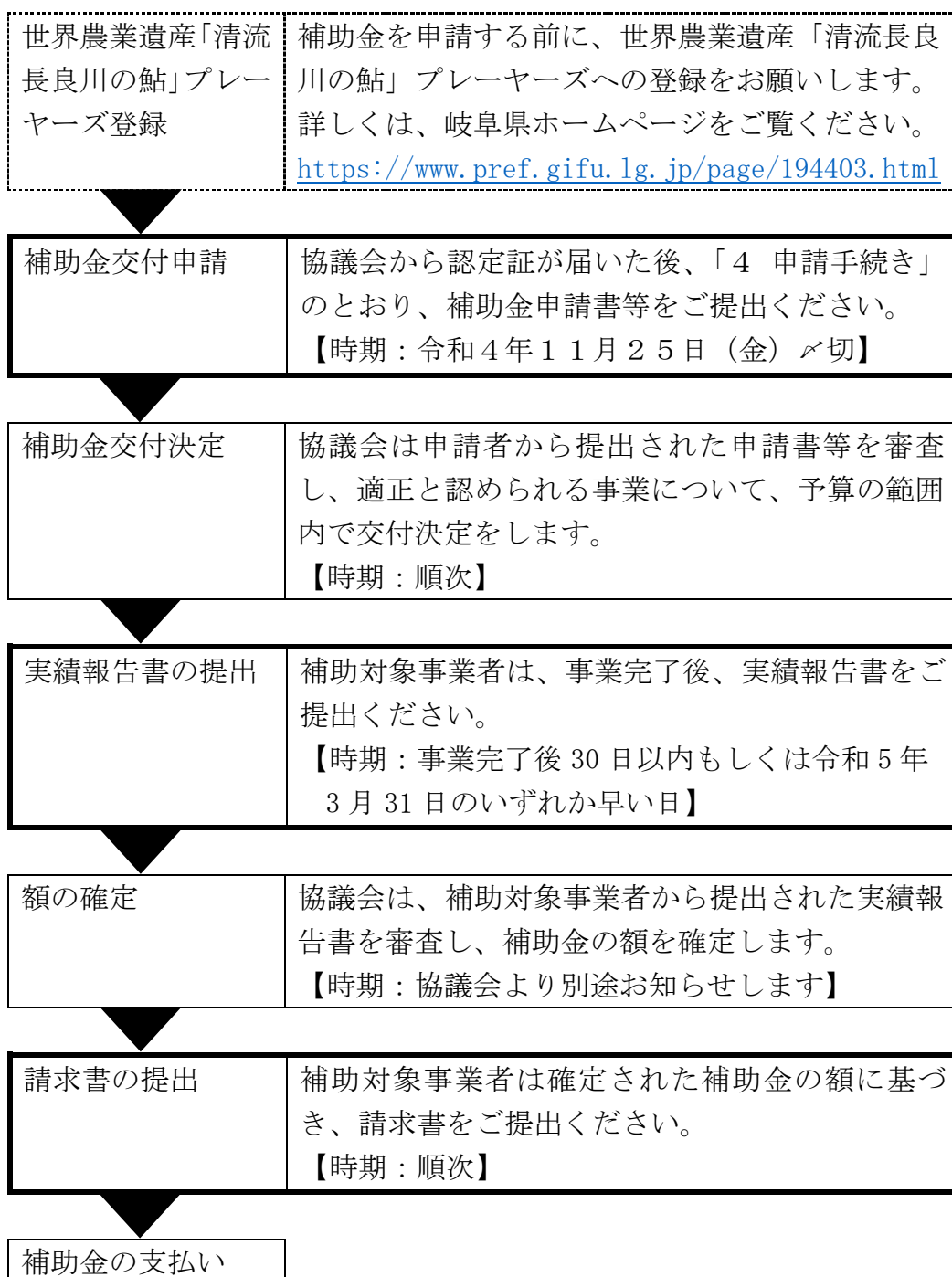
世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（以下、「協議会」という。）は、世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ等が行うアユや長良川等を対象とした調査研究に係る経費を補助することにより、「長良川システム」の持続的発展を図ることを目的とします。

2 補助金の概要

補助対象事業	アユをはじめとした水棲生物や長良川をはじめとする河川に関する調査研究を補助対象事業とします。 ・補助金申請にあたっては調査研究計画書を、事業完了後には調査研究結果報告書を作成いただきます。
補助対象経費	アユや長良川等を対象とした調査研究に係る次に掲げる経費を補助対象経費とします。 <ul style="list-style-type: none">・報償費・旅費・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）・役務費・委託料・使用料及び賃借料 ・消費税及び金融機関への振込手数料は補助対象外です。 ・5万円以上の備品購入に係る経費は対象外です。 ・交付決定後に支出した上記経費が補助対象となります。交付決定前に事業に着手する場合には、事前着手届が必要になります。詳しくは3頁をご覧ください。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ・高等学校・中等教育学校（中高一貫校）・高等専門学校
補助金の額	補助対象経費の10分の10以内の額 (上限は200千円)

※予算の範囲内で交付決定するため、要望額通りに交付決定ができない場合がありますのでご了承ください。なお、予算上限に達した場合には、締切前に募集を終了することがあります。

3 事業の流れ・スケジュール



4 申請手続き

補助金交付申請書に関係書類を添付し、以下により提出してください。

(1) 提出書類等

	名称	数量
1	補助金交付申請書（第1号様式）	1部
2	事業計画書（第2号様式）	1部
3	収支予算書（第3号様式）	1部
4	アユ・長良川等調査研究実施計画書 （第1-1号様式）	1部
5	アユ・長良川等調査研究実施計画承認申請書 （第1-2号様式）	1部
6	世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ認定証 の写し	1部

(2) 提出方法

メールまたは郵送（書留又は簡易書留を推奨）

(3) 受付期間（**必着**）

令和4年6月24日（金）～令和4年11月25日（金）

※提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けません。

(4) 提出先

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局
（岐阜県農政部里川振興課内）

【住所】〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁8階）

【メールアドレス】c11428@pref.gifu.lg.jp

5 申請における注意事項

1 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

- (1) 受付期間を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第3条に該当する場合

- 2 提出書類等の変更の禁止
提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。
- 3 書類の返却
提出書類等は返却しません。
- 4 費用負担
提出書類等の作成及び提出等に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- 5 その他
 - (1) 交付申請書等の提出をもって、申請者が要綱の記載内容に同意したものとみなします。
 - (2) 交付申請書等提出後、補助金交付決定の日から起算して15日以内に交付申請を取り下げることができます。

6 交付決定について

書類の受付順に申請内容を協議会で審査し、予算額の範囲内で交付決定をします。

7 交付決定後の留意事項

- 1 事業の着手
補助対象事業の実施は、交付決定の日以後でなければなりません。交付決定の日より前に事業に着手する緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付申請書に事前着手届を添付すること。
- 2 補助金の支払い
補助金の支払いは、原則、事業完了後の精算払いとします。ただし、事業の遂行上必要と認めるときは、金額の全部または一部を概算払いとすることもできます。
事業完了後、提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費を確定した後、補助金額の確定を通知します。その後、補助事業者が提出する請求書により、補助金をお支払いします。
- 3 財産の処分制限
補助事業者は補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供

してはいけません。

4 書類、帳簿等の保存期間

補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなくてはなりません。

5 その他

- (1) 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して30日以内、または令和5年3月31日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。
- (2) 補助事業者が要綱第11条に該当する場合（補助金を他の用途への無断流用、虚偽報告等）、補助金の交付決定の取消し、返還等を行うことがあります。
- (3) 上記以外のことは、要綱及び世界農業遺産「清流長良川の鮎」調査研究支援事業実施要領で定める内容をご覧ください。